

第55回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和3年11月18日(木) 9:30~9:50

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第55回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。本日の手話通訳者は、亀田郁さんと、障害福祉課 山上美紀さんのお二方です。

はじめに、危機対策本部の対応状況につきまして、統括調整部長より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは、資料1を御覧ください。本日の本部会議ですが、新型コロナウイルス感染症対策関連ということで、感染防止対策の推進と医療提供体制の確保及び地域を支える公共交通機能の維持等に要する経費につきまして、11月補正予算案に取りまとめたことから開催するものです。後ほど、内容につきましては、関係部から説明がございます。

なお、県の対処方針については、今後政府が示す予定となっている取組等を踏まえて見直しの内容を検討することとしておりますので、本日の本部会議においては、県の対処方針の変更はございません。

次に、発生状況については、この後、健康福祉部から説明がございます。

次のページからは、各部の対応状況が記載されております。変更点にアンダーラインが付されておりますが、内容は先般の緊急対策パッケージを実施した際の各部の対応、それから、パッケージ終了後の対策に係るものがそれぞれの関係部に記載されておりますので、後ほど御確認いただければと思います。詳細については、省略させていただきます。

なお、教育部から、この後、この内容の一部について説明がございます。

私からは、以上でございます。

○坂本危機管理局次長

資料1中、教育部の対応につきまして、教育部長、お願いいたします。

○和嶋教育部長

教育部では、緊急対策パッケージ終了後、県立学校における取組として県内の感染状況等に応じ、段階的に活動の制限を緩和しながら基本的な感染症対策を講じた上で教育活動を実施しているところです。

資料1の12ページの下の部分から13ページにかけて少しお話をさせていただきます。

10月1日から、学校行事は感染症対策を徹底した上で実施することとし、部活動は週3日以内の日数とし、対外試合は県高体連等が行う公式戦のみ参加できることとしました。

10月19日からは、部活動の活動日数の制限を解除し、対外試合は県内に限定して実施可能としたほか、外部人材は感染対策を講じた上で活用できることとしました。

11月12日からは、部活動の対外試合を県内外問わず実施できることとし、合宿も実施できることとしました。

また、その都度、市町村、教育委員会、総務部を通して私立高校へ県立学校の取組についてお知らせをしているところです。

教育部では、今後も県内外の感染状況等を注視するとともに、県立学校における基本的な感染症対策に細心の注意を払いながら教育活動を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○坂本危機管理局次長

次に感染症の状況等につきまして、健康福祉部より説明いたします。

○奈須下健康福祉部長

それでは、資料2を御覧ください。昨日11月17日時点での県内の感染者の状況等です。

11月12日に1名の新規感染者が発生して以降、昨日まで新たに判明した感染者はありません。これまでに判明した感染者は5,897名となっております。現在の療養者ですが、入院・自宅療養ともにゼロ、宿泊療養者が1名となっております。

感染の状況については以上です。

○坂本危機管理局次長

続きまして、令和3年度11月補正予算案につきまして、総務部長から説明いたします。

○小谷総務部長

それでは、資料3に基づきまして令和3年度11月補正予算案、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の概要について、御説明申し上げます。まず、予算総額は、60億294万1千円でございます。大きく2つの柱がございます。

1つ目の柱、感染防止対策の推進と医療提供体制の確保として、56億8,921万5千円。その中でございますが、主なものについて触れさせていただきます。

まず、感染症患者の入院病床の確保として47億円余、それから、感染症患者の医療機関等への移送体制の整備として1億3,500万円余、ワクチン個別接種に係る医療機関の体制強化等に係る支援として4億9,700万円余などとなっております。

2つ目の大きな柱、地域を支える公共交通機能の維持等として3億1,372万6千円、地域公共交通の運行に対する支援として2億8,700万円余、学校における修学旅行のキャンセル料への支援については、私立学校と県立学校を合わせて2,604万4千円となっております。

財源構成につきましては、事業費総括表のとおり、1つ目の大きな柱については、大半が国庫となっております。2つ目の大きな柱については、全て一般財源で対応させていただきたいと考えております。

概要については、以上となります。

○坂本危機管理局次長

続きまして、今回の補正予算案の主なものにつきまして、各部より説明いたします。健康福祉部、お願いいたします。

○奈須下健康福祉部長

資料4に基づきまして、御説明させていただきます。資料4の1ページを御覧ください。11月補正予算における新型コロナウイルス感染症対策に関する予算の一覧となります。

今年の夏、本県を含め全国的に爆発的な感染拡大が起きました。国ではこういった感染拡大が中長期的に反復する可能性があるかとみておりまして、各都道府県に対して更なる保健医療体制の強化を求めています。

まず、①の保健所感染症対策体制強化事業費は、保健所の職員を感染拡大時には積極的疫学調査等の専門的な業務に集中させるために、これまで保健所職員、あるいはその県民局の応援を頂きまして実施しておりました患者さんの移送業務を外部委託するのに要する経費となります。②は、入院病床の更なる確保、それから病床がひっ迫してきた場合の臨時医療施設の設置・運営に係る経費になります。③は、感染が拡大し、自宅療養者が増えた場合に、その自宅療養者の健康観察を医療機関等にお願いし、往診あるいはオンライン診療等を実施していただくための経費となります。④は、環境保健センターのPCR検査機器等の追加設置に要する経費となります。

2番目のワクチン接種の促進につきましては、国での予算措置が7月末までとなっていたものを、11月末までに延長したことに伴う補正となります。

次のページを御覧ください。この医療体制の中で最も重要かつ大規模なものとしたしまして、入院患者病床確保事業でございます。この左側の現状と課題の1番下を御覧いただきますと、9月30日現在の本県の確保病床数は337床となっております。国では今夏の2倍程度の感染力を想定し、入院患者の受入れを今夏の少なくとも2割増として確保すべきという考え方を示しております。この337床に対しまして、約2割増ということで、405床の確保を目指しております。

それから、先ほども御説明いたしました、臨時医療施設の運営事業ということで、病床がひっ迫した際に入院が必要な患者さんを受け入れ、治療を行う臨時の医療施設の設置に係る経費になります。これは県内3圏域に各1か所、それぞれ10床程度の規模を想定しております。具体的には、既存の病院の休床となっている病床を活用し、感染拡大時に外から医療従事者を派遣して運営するというものです。

こういった取組によりまして、感染症患者が急増した場合でも入院が必要な患者を受入れできる体制を維持し、また、その想定を超えるような感染の急拡大が発生した場合には、この臨時医療施設を活用し、必要な治療を行う体制を確保していきます。

これによりまして、仮に今夏を超えるような感染拡大が起こった場合においても、医療崩壊の回避、死亡者・重症者の低減につながるものと考えております。現在、関係医療機関等と協議を進めまして、こうした病床の確保及び臨時医療施設の設置を進めております。

以上です。

○坂本危機管理局次長

企画政策部、お願いいたします。

○富谷企画政策部次長

それでは同じく資料4の3ページを御覧ください。企画政策部と観光国際戦略局が実施する地域公共交通機能維持特別対策事業費について、説明をいたします。

まず、現状と課題ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により、県内の交通事業者の事業継続が困難な状況となっております。具体的には、この資料にありますとおり、高速バス・貸切バス・タクシー事業者、いずれも大幅な収入の減となっております。昨年度と比較して令和3年度も回復傾向にはないという現状です。

こうしたことから、仮に県内の公共交通事業者が破綻・撤退した場合は、新規参入が見込めず、公共交通空白地が生じるおそれがあり、また、貸切バスの台数を維持できなくなった場合には、団体旅行需要の受け皿を失い、本県観光振興に対する悪影響が生ずるといったことが必至となります。

このため、地域を支える公共交通機能を維持するため、バス事業者及びタクシー事業者の事業継続を支援することとしたしまして、11月定例会に補正予算を提案するものであります。

具体的な事業内容につきましては、バス事業者へは、県外との交流に必要な輸送サービスである高速バス及び地域の観光振興に必要な輸送サービスである貸切バスについて、事業者の保有する高速バス及び貸切バスの車両台数に応じて1台当たり20万円の運行支援金を支給するものです。また、タクシー事業者へは、事業者の保有する車両台数に応じて1台当たり5万円の運行支援金を支給するものです。これによりまして、県民の足の確保及び観光客の移手段の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明に関しまして、質問等ございますでしょうか。

それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項であります。

先ほど、関係部長から報告がありました令和3年度11月補正予算案につきましては、県議会第308回定例会に提案をいたします。

県議会においては、県の取組やその考え方等について、議員の皆様方や県民の皆様方にしっかりとお伝えできるよう丁寧に説明を尽くし、御理解を頂くようお願いいたします。

また、県内経済の回復に向けまして、消費喚起のための各種キャンペーンなどに取り組んでいるところです。感染防止対策の徹底を大前提としつつ、積極的に利用促進を図るようお願いいたします。

なお、政府は、明日開催予定の新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続するための具体的取組等を示す予定とのことであり、その中で、感染状況を評価する新たな基準や、機動的で効果的な行動制限についての考え方等が示されるものと思っております。

これに伴いまして、県の対処方針はもちろんのこと、各種施策においても、必要に応じて見直しを行うことになるものと思われまますので、各部にあっては、他部とも連携を図りながら、それぞれの取組について適切に対処するよう指示をいたします。

それでは、県民の皆様方に、お話をさせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算について、お話をさせていただきます。

来る11月24日に開会されます青森県議会第308回定例会に、令和3年度11月補正予算案として、60億円余の感染症対策関連経費を提案いたします。

今回の補正予算は、今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大に備え、引き続き、感染防止対策の推進と医療提供体制の確保に取り組むとともに、地域を支える公共交通機能の維持等を図るために要する経費について、所要の予算措置を講ずることとしたところです。

具体的には、感染症患者の入院病床の確保や医療機関等への移送体制の整備、軽症患者の自宅での療養体制の整備、ワクチン個別接種に係る医療機関の体制強化等に対する支援、地域公共交通を担うバス・タクシー事業者の運行に対する支援などです。

このほか、既に取り組んでいる県内経済の回復に向けた消費喚起のための各種キャンペーンなどを含め、今後とも、各種施策を着実に展開し、効果の発現に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、県内の新型コロナウイルス感染症の状況等についてです。

県内では、日々の感染症患者の発生が散発的となるなど、落ち着きを見せております。

県民の皆様方、そして御協力くださいました事業者の方々、そしてそれを支えてくださいました医療・保健機関等の皆様方に感謝申し上げます。力を結集していただきまして、本日にありがとうございました。

しかしながら、油断は禁物と考えております。

ワクチン接種をした方々も含めて、いわゆるブレイクスルー感染も起きていることから、マスクの適切な着用でありますとか、人との距離の確保、手洗いや手指消毒、こまめな換気など、基本的な感染防止対策については、今後ともお願いしたいと思っております。

そして、繰り返しになりますが、職場や学校で昼食を食べるときや、あるいはスポーツ活動の後で着替えをする時などにマスクを外す場面があると思うのですが、会話をしないとか、距離をとるとか、これまでと同様の注意をお願いしたいと思っております。

その上で、風邪症状やだるさ、喉・鼻の違和感がある場合には、人との接触を避けていただき、休みを取って、速やかに医療機関に相談するようお願いいたします。

これまでと同じことではありますが、基本的な感染防止対策のほか、場面の切り替わりや

風邪症状がある場合には、気をつけていただきたいということです。

そして、もうひとつお知らせしたいことがあります。政府は、今後の基本的対処方針において、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続するための具体的取組等を示すこととしておりますので、その際には、県の対処方針も必要な見直しを行い、改めてお知らせしたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症を乗り越えて、誰もが安心して暮らせる日常生活を取り戻せるよう、県としても、医療提供体制や保健所業務体制の強化など、様々なことにしっかりと取り組んでいきますので、引き続き県民の皆様方の御理解と御協力を心からお願いする次第です。

繰り返しとなりますが、この状況に至ることができましたのは、県民の皆様方、また、各事業者の皆様方、そして医療・保健機関等の皆様方のお力です。改めて感謝申し上げます、私からのお話とさせていただきます。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の会議を終了といたします。ありがとうございました。